法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

四　［略］

五　常時雇用する従業員数を証する書類（既に第二十六条第四項の確認書の交付を受けた会社にあっては、基準事業年度末に係るものを含む。）

六　組織図（既に第二十六条第四項の確認書の交付を受けた会社にあっては、基準事業年度末に係るものを含む。）

七　前条各号に掲げる要件に該当する旨の宣言書

八　前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

4　認定地方公共団体は、第二項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の会社に対して、別記様式第九による確認書を交付するものとする。

［項を削る。］

5　認定地方公共団体は、前項の確認をしないときは、申請者である第二項の会社に対して、別記様式第十によりその旨を通知するものとする。

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

四　［同上］

五　常時雇用する従業員数を証する書類

六　組織図

七　前条第一号から第八号までに掲げる要件に該当する旨の別記様式第九による宣言書

八　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2　認定地方公共団体は、前項の規定による提出を受けたときは、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、確認に関する処分を行うものとする。

3　認定地方公共団体は、前項の確認をしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第十による確認書を交付するものとする。

4　認定地方公共団体は、確認をしないこととしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第十一によりその旨を通知するものとする。

5　認定地方公共団体は、第三項の規定による確認書の交付に際し、確認の日から起算して三年を超えない範囲内において有効期間を付するものとする。

6　前項の有効期間は、確認に係る特定地域再生事業が終了したときは、前項の規定にかかわらず終了するものとする。

7　第三項の規定により確認書の交付を受けた会社（以下「特定会社」という。）は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

6　認定地方公共団体は、第四項の確認書を交付したときは、同項の確認書の交付を受けた会社の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

7　認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、第四項の確認書の交付を受けた会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

第二十五条　削除

8　認定地方公共団体は、第二項の確認を受けた特定会社について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

9　認定地方公共団体は、前項の規定により確認を取り消したときは、別記様式第十二により当該確認を受けていた特定会社に対してその旨を通知するものとする。

10　認定地方公共団体は、確認をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は確認を取り消した場合も、同様とする。

11　認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

12　認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、特定会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

（報告書の提出時期及び手続）

第二十五条　特定会社は、事業年度終了後一月以内に、認定地方公共団体に対して、次に掲げる事項を記載した別記様式第十三による実施状況報告書を提出するものとする。

一　前年度の確認に係る特定地域再生事業の実施状況

二　前年度の収支決算

三　株式投資契約その他の資金の調達に関する実績

2　認定地方公共団体は、前項の実施状況報告書に関し、確認に係る特定地域再生事業を適切に実施していると認めるときは、特定会社に対して、別記様式第十四による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面を交付するものとする。